

令和元年度第2回建設工事等における入札・契約制度の改正説明会

日時：令和元年12月26日（木）10:30～
14:00～

場所：自治会館205, 206会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説明事項

建設工事総合評価落札方式における満点入札率の改正について

4 その他

5 質疑応答

6 閉 会

建設工事総合評価落札方式における満点 入札率の改正について

宮城県

令和元年12月26日

改正内容 <価格評価点の見直し>

ダンピング対策の更なる徹底を図るため、調査基準価格の設定範囲を令和元年10月に引き上げました。(P5参考資料)

これに併せ、総合評価落札方式における、価格評価点に係る満点となる入札率の上限を、令和2年1月6日の入札公告から引き上げます。

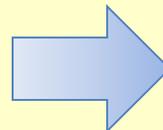
【改正点】

満点入札率: 価格評価点が満点となる入札率

$$A = (\text{設計純工事費} \times 0.97 + \text{設計現場管理費} \times 0.7 + \text{設計一般管理費} \times 0.6) \div \text{設計額} \times 100 \quad (\text{算定式の変更なし})$$

設定範囲の上限を変更

上限値 90%



上限値 92%

価格評価点の算定式

満点入札率 (%)

$$A = (\text{設計純工事費} \times 0.97 + \text{設計現場管理費} \times 0.7 + \text{設計一般管理費} \times 0.6) \div \text{設計額} \times 100$$

ただし、92%を超える場合は、92%に置き換える。

① (A% < 入札率 ≤ 100%) の場合

入札率 105% における価格評価点が簡易型 0 点、標準型 0 点 } の 2 点を通る

入札率 A% における価格評価点を簡易型 80 点、標準型 70 点

$x^2/a^2 + y^2/b^2 = 1 (b > a > 0)$ で示される楕円の式により算出される以下の y の値 (正) とする。

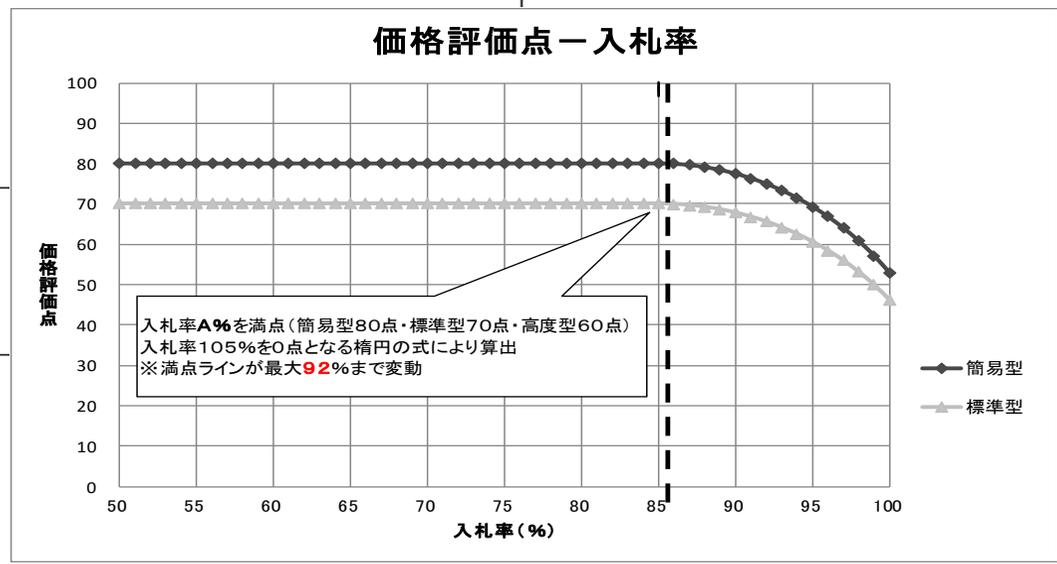
◆ 価格評価点 $y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$

- y : 価格評価点
- x : 入札率 - A
- a : 105 - A
- b : 簡易型の場合 80 点、標準型の場合 70 点

② (A% ≥ 入札率) の場合 (レベル区間)

入札率 A% 以下は、価格評価点の満点を一定とする。

◆ 価格評価点 y = 標準型 70 点, 簡易型 80 点



改定に係る資料の掲載箇所について

【ホームページ】



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk79.html>

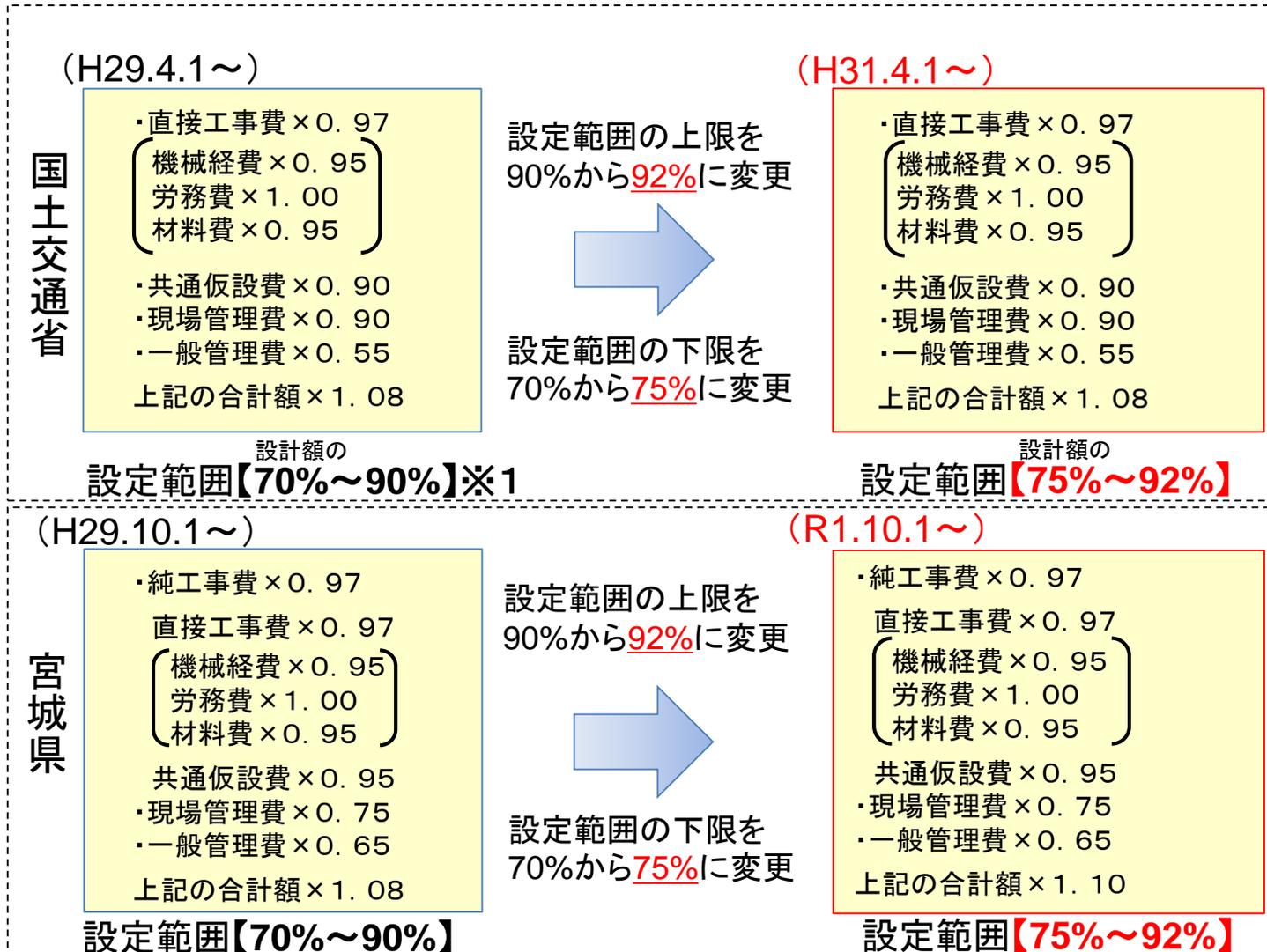
【宮城県入札情報サービス】



入札情報サービスは、
24時間365日ご利用できます。

現行の建設工事の調査基準価格は、国土交通省の平成29年度4月改定と同水準の宮城県独自モデルで平成29年10月より運用してきたが、平成31年4月より国土交通省が公共工事の品質確保及び近年の施工実態等を踏まえ、調査基準価格の引き上げを実施したことを受け、本県においても国土交通省と同程度の改正を行うもの。

(赤字部が10月改正)



※1 設計額に対する調査基準価格の上限、下限の設定範囲。
今回の改正では各費目の係数は変更しない。

建設工事の失格判断基準額(数値的判断基準)について(参考) 宮城県

失格判断基準は、宮城県独自モデルにより運用している。(国土交通省は失格判断基準の運用なし)
失格判断基準額は調査基準価格に**連動**している。

有効入札者数	1～2者	3～4者	5者以上
失格判断基準額 1 (純工事費基準)	適用外	全入札者の純工事費相当額の平均額 × 0.97	全入札者から純工事費相当額の最高金額の1者と最低金額の1者を除外した入札者の純工事費相当額の平均額 × 0.97
		各入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額を上回る場合については、設計額の純工事費相当額に置き換える	
		各入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額に90%を乗じた額を下回る場合については、設計額の純工事費相当額の90%に置き換える	
失格判断基準額 2 (現場管理費基準)	設計額における現場管理費相当額 × 0.7		
失格判断基準額 3 (一般管理費基準)	設計額における一般管理費相当額 × 0.6		
失格判断基準額 4 (元下請適正化基準)	(直接工事費における想定下請入札率 ÷ 入札率) 想定下請入札率 = 下請金額の合計額 ÷ Σ (各細別の下請金額 ÷ 各細別の入札率)		
	当分の間は、適用外とする。		

震災特例及びその他の特例措置について

資料-2

	震災特例		工事			建設 関連
			震災	通常	災害	
①	予定価格の適切な算定	契約締結後における単価適用年月の変更	●	●	●	
②		公告日における設計単価等の適用年月日の前月適用	●	●	●	
③	不調対策	地域ブロック適用緩和と不調後の再発注時の取扱い	●			
④		舗装工事の下請負を請負額の5割まで緩和	●			
⑤	入札制度の簡素化・迅速化	オープンブック方式の適用緩和	●	●	●	
⑥		低入札価格調査の簡素化・迅速化	●			●
⑦		総合評価落札方式 特別簡易型（実績重視型）の導入	●			
⑧	震災貢献に対する加点評価	東日本大震災での災害対応について加点評価	●	●	●	
⑨	技術者の確保	下請負企業，下請金額変更時の工事成績減点の緩和	●	●	●	

その他の特例	
①	震災特例③を準用し，豪雨災害等の災害復旧工事にも適用
②	総合評価簡易型（実績重視型）の適用範囲額を1億円まで拡大